

## 報告書の記載及び提出上等の留意事項

### 1 対象者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、本市の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けていた者が対象となります。

なお、上記期間の途中で許可を受けた者及び途中で許可を失った者も対象となります。

### 2 報告の対象となる産業廃棄物

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間において、産業廃棄物の排出事業者等からの委託により処理した産業廃棄物のうち、本市の許可を要するもの（本市内の処理施設で処分したもの。）が対象となります。

なお、自社廃棄物の処分（「自社処分」）は対象となりません。

※ 電子マニフェストを使用した場合も対象です。

### 3 提出期限

令和8年6月30日（火）まで

### 4 提出方法

郵送で提出していただくか、PDFファイルを、電子メールで提出してください。

※ 提出物の受領印が必要な場合は、別途、受領印が必要な書類のみ送付してください。併せて切手を貼付した返信用封筒も送付してください。

### 5 取扱窓口（提出先及び問合せ先）

下記宛てにお願いします。

環境部 廃棄物政策課 審査指導グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電話番号：028-632-2928

メールアドレス：u0713@city.utsunomiya.tochigi.jp

### 6 報告様式

令和7年度（令和6年度実績分）より、報告様式が以下のとおり大幅に変更となりましたので、同封の報告様式を使用してください。（宇都宮市ホームページからもダウンロードできます。）

○旧様式（令和6年度（令和5年度実績分）まで）

	産業廃棄物処分業者	特別管理産業廃棄物処分業者
報告添書	(旧) 様式第6号	
実績報告書	(旧) 様式第7号	(旧) 様式第9号
実績報告書の集計表	(旧) 様式第8号	(旧) 様式第10号

○新様式（令和7年度（令和6年度実績分）より）

	産業廃棄物処分業者	特別管理産業廃棄物処分業者
報告添書	(新) 様式第1号	
実績報告書	<u>廃止</u>	
実績報告書の集計表	(新) 様式第2号	(新) 様式第3号
中間処理後の廃棄物の状況報告書		

提出に必要な報告書の種類は、以下の表により確認してください。

なお、実績がない場合は、様式第1号のみ提出してください。

様 式	標 題	産 廃	特別管 理
様式第 1 号	報告添書		◎
様式第 2 号	産業廃棄物処分業実績報告	○	
様式第 3 号	特別管理産業廃棄物処分業実績報告		○

※ 業許可ごとに様式第 1 号を分ける必要はありません。

◎及び○を提出してください（◎は実績の有無にかかわらず、必ず提出してください。）。

## 7 記載要領

### (1) 報告添書（様式第 1 号）

- ア 許可番号は、業許可の区分に応じて、該当するものに入力してください。
  - イ 処分実績は、業許可の区分に応じて、対象年度の処分実績の「あり」又は「なし」を選択してください。
  - ウ 添付書類は入力内容に応じて、自動で表示されます。表示された様式を提出してください。
  - エ 内容確認等のため連絡する場合があります。担当者様の連絡先を必ず記載してください。
- ※ 代表者印の押印は不要です。

### (2) 産業廃棄物処分業実績報告（様式第 2 号）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、実際に処分した産業廃棄物について記載してください。

なお、【A表】処分受託の実績と【B表】中間処理後物の処分・再生利用等情報の実績間で、データの紐付けは不要です。各表とも上段行から詰めて記入してください。

#### 【A表】処分受託の実績

「受入廃棄物の種類」「排出元都道府県」「処分方法」の区分ごとに集計して入力してください。

- ア 受入廃棄物の種類は、後述の「表 1 産業廃棄物の種類」から選択してください。

#### 【注意事項】

- ・ 「石綿含有産業廃棄物」，「水銀使用製品産業廃棄物」，「水銀含有ばいじん等」を含む品目については、それぞれの産業廃棄物とは分けて記載してください。
- ・ 有価物や一般廃棄物は入力しないでください。
- ・ 表 1 にない種類（○○混合廃棄物，蛍光管 等）は記入せず，表 1 の種類ごとに按分して記入してください。

- イ 排出元都道府県は、該当する都道府県名を選択してください。
- ウ 処分方法は、「中間処理」「埋立処分（安定型）」「埋立処分（管理型）」「埋立処分（遮断型）」から選択してください。
- エ 処分量は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」単位で、小数点以下第 2 位まで入力してください。カンマ「，」又は小数点「.」は、はっきりと区別して記載してください。
- オ 処分量の単位は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」を選択してください。

## 【B表】中間処理後物の処分・再生利用等の実績

「中間処理後物の種類」「処理の方法」「委託先都道府県」の区分ごとに集計して入力してください。

- ア 中間処理後物の種類は、後述の「表1 産業廃棄物の種類」から選択してください。委託内容等が売却（再生利用）の場合は、直接販売商品の種類を入力してください。

### 【注意事項】

- ・ 「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」を含む品目については、それぞれの産業廃棄物とは分けて記載してください。
- ・ 有価物や一般廃棄物は入力しないでください。
- ・ B表は「混合廃棄物」の記載も可能です。

- イ 処分方法は、「中間処理」「埋立処分（安定型）」「埋立処分（管理型）」「埋立処分（遮断型）」「売却（再生利用）」から選択してください。
- ウ 委託先都道府県は、該当する都道府県名を選択してください。売却の場合は、販売先（販売支店・営業所（なければ本店））の所在地を記載してください。
- エ 委託等量は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」単位で、数値のみを小数点以下第2位まで入力してください。カンマ「,」又は小数点「.」は、はっきりと区別して記載してください。
- オ 委託等量の単位は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」を選択してください。

## (3) 特別管理産業廃棄物処分業報告（様式第3号）

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、実際に処分した特別管理産業廃棄物について記載してください。

なお、【A表】処分受託の実績と【B表】中間処理後物の処分・再生利用等の実績間で、データの紐付けは不要です。各表とも上段行から詰めて記入してください。

### 【A表】処分情報

「受入廃棄物の種類」「排出元都道府県」「処分方法」の区分ごとに集計して入力してください。

- ア 受入廃棄物の種類は、後述の「表2 特別管理産業廃棄物の種類」から選択してください。

### 【注意事項】

- ・ 「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」は特定有害産業廃棄物に該当する場合は区別して入力してください。（例：廃油（特定有害））
- ・ 有価物や一般廃棄物は入力しないでください。
- ・ 表2にない種類（〇〇混合廃棄物、蛍光管 等）は記入せず、表2の種類ごとに按分して記入してください。

- イ 排出元都道府県は、該当する都道府県名を選択してください。
- ウ 処分方法は、「中間処理」「埋立処分（安定型）」「埋立処分（管理型）」「埋立処分（遮断型）」から選択してください。
- エ 処分量は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」単位で、小数点以下第2位まで入力してください。カンマ「,」又は小数点「.」は、はっきりと区別して記載してください。
- オ 処分量の単位は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」を選択してください。

## 【B表】中間処理後物の処分・再生利用等の実績

「中間処理後物の種類」「処理の方法」「委託先都道府県」の区分ごとに集計して入力してください。

- ア 中間処理後物の種類は、後述の「表1 産業廃棄物の種類」から選択してくだ

さい。委託内容等が売却（再生利用）の場合は、販売商品の種類を直接入力してください。

**【注意事項】**

- ・ 「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」は特定有害産業廃棄物に該当する場合は区別して入力してください。（例：廃油（特定有害））
- ・ 有価物や一般廃棄物は入力しないでください。
- ・ B表は「混合廃棄物」の記載も可能です。

- イ 処分方法は、「中間処理」「埋立処分（安定型）」「埋立処分（管理型）」「埋立処分（遮断型）」「売却（再生利用）」から選択してください。
- ウ 委託先都道府県は、該当する都道府県名を選択してください。売却の場合は、販売先（販売支店・営業所（なければ本店））の所在地を記載してください。
- エ 委託等量は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」単位で、数値のみを小数点以下第2位まで入力してください。カンマ「，」又は小数点「.」は、はっきりと区別して記載してください。
- オ 委託等量の単位は、「t（トン）」又は「m<sup>3</sup>（立米）」を選択してください。

表 1 産業廃棄物の種類

種 類	石綿含有	水銀使用製品	水銀含有
燃え殻			燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）
汚泥	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）	汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）
廃油		廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
廃酸		廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）
廃アルカリ		廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）
廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
紙くず			
木くず			
繊維くず			
動植物性残さ			
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず		金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
鉱さい			鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）
がれき類	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）		
動物のふん尿			
動物の死体			
ばいじん			ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
13号廃棄物			

表 2 特別管理産業廃棄物の種類

廃油	廃油(有害)	廃酸	廃酸(有害)
廃アルカリ	廃アルカリ(有害)	感染性廃棄物	廃PCB等
PCB汚染物	PCB処理物	廃水銀等	廃水銀等処理物
指定下水汚泥	廃石綿等	鉱さい	ばいじん
燃え殻	汚泥		